

総社市告示第17号

総社市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定基準等に関する要綱（平成28年総社市告示第131号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第4条・第5条関係） 指定第1号事業サービス費用額（費用単位数，単価）			別表第1（第4条・第5条関係） 指定第1号事業サービス費用額（費用単位数，単価）		
サービス名	費用単位数	1単位当たりの単価（円）	サービス名	費用単位数	1単位当たりの単価（円）
旧介護予防訪問サービス	1 訪問型サービス費Ⅰ <u>1,176単位</u> （1月につき） 2 訪問型サービス費Ⅱ <u>2,349単位</u> （1月につき） 3 訪問型サービス費Ⅲ <u>3,727単位</u> （1月につき） 注1 利用者に対して，旧介護予防訪問サービス事業所（総社市旧介護予防訪問サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める規則（以下「旧介護予防訪問規則」という。）第4条第1項に規定する旧訪問サービス事業所をいう。	10.0	旧介護予防訪問サービス	1 訪問型サービス費Ⅰ <u>1,172単位</u> （1月につき） 2 訪問型サービス費Ⅱ <u>2,342単位</u> （1月につき） 3 訪問型サービス費Ⅲ <u>3,715単位</u> （1月につき） 注1 利用者に対して，旧介護予防訪問サービス事業所（総社市旧介護予防訪問サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める規則（以下「旧介護予防訪問規則」という。）第4条第1項に規定する旧訪問サービス事業所をいう。	10.0

改正後		改正前	
	<p>以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護(旧介護予防訪問規則第3条に規定する旧訪問サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 訪問型サービス費Ⅰ 介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)において1週に1回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者</p> <p>(2) 訪問型サービス費Ⅱ 介護予防サービス計画において1週に2回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者</p> <p>(3) 訪問型サービス費Ⅲ 介護予防サービス計画において(2)に掲げる回数を超える旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者)</p> <p>2 旧介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは旧介護予防訪問サービス事業所と同一の建物を居住する利用者又は旧介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の</p>		<p>以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護(旧介護予防訪問規則第3条に規定する旧訪問サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1) 訪問型サービス費Ⅰ 介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)において1週に1回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者</p> <p>(2) 訪問型サービス費Ⅱ 介護予防サービス計画において1週に2回程度の旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者</p> <p>(3) 訪問型サービス費Ⅲ 介護予防サービス計画において(2)に掲げる回数を超える旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者)</p> <p>2 旧介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは旧介護予防訪問サービス事業所と同一建物を居住する利用者又は旧介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建</p>

改正後			改正前		
	<p>建物に 20 人以上居住する建物に<u>居住する利用者</u>に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。</p> <p>3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号）第 31 条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 120 号。以下「旧地域告示」という。）に規定する地域に所在する旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、特別地域旧介護予防訪問サービス事業訪問介護加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>4 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第 29 条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号。以下「旧中山間地域告示」という。）第 1 号の規定に該当する地域に所在し、かつ、<u>1 月当たり実利用者数が 5 人以下である</u>旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又は</p>			<p>物に 20 人以上居住する建物<u>の利用者</u>に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。</p> <p>3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号）第 31 条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 120 号。以下「旧地域告示」という。）に規定する地域に所在する旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、特別地域旧介護予防訪問サービス事業訪問介護加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>4 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第 29 条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号。以下「旧中山間地域告示」という。）第 1 号の規定に該当する地域に所在し、かつ、<u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第 35 条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める施設基準</u>（平成 27 年厚生労働</p>	

改正後		改正前	
	<p>その一部として使用される事務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>5 旧介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、旧中山間地域告示第2号の規定に該当する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧介護予防訪問規則第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は算定しない。</p> <p>7 利用者が一の旧介護予防訪問サービス事業所において旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を受けている間は、当該旧介護予防訪問サービス事業所以外の旧介護予防訪問サービス事業所が旧介護予防</p>		<p><u>省告示第96号）第68号に規定する基準に適合する旧介護予防訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。この場合において、同基準第68号中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 旧介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、旧中山間地域告示第2号の規定に該当する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧介護予防訪問規則第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は算定しない。</p> <p>7 利用者が一の旧介護予防訪問サービス事業所において旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を受けている間は、当該旧介護予防訪問サービス事業所以外の旧介護予防訪問サービス事業所が旧介護予防</p>

改正後		改正前	
	<p>訪問サービス事業訪問介護を行った場合に、訪問型サービス費は算定しない。</p> <p>8 <u>施行規則第 22 条の 23 第 2 項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において 1 から 3 までは算定しない。</u></p>		<p>訪問サービス事業訪問介護を行った場合に、訪問型サービス費は算定しない。</p> <p>8 <u>生活援助従事者研修の修了者（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者）が身体介護に従事した場合は、当該月において 1 から 3 までは算定しない。</u></p>
	略		略
	<p>5 生活機能向上連携加算</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100 単位</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200 単位</p> <p>注 次に掲げる区分に従い、所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)) 第 79 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第 117 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。) 又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設をいい、病院にあって</p>		<p>5 生活機能向上連携加算</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100 単位</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200 単位</p> <p>注 次に掲げる区分に従い、所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)) 第 79 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準第 117 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。) 又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 2 第 2 項に規定する医療提供施設をいい、病院にあって</p>

改正後		改正前	
	<p>は、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。) の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「医師等」という。)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした旧介護予防訪問サービス計画を作成し、当該旧介護予防訪問サービス計画に基づく旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行ったときは、初回の当該旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が行われた日の属する月に、1 月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所若しくは指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第 78 条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第 116 条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした旧介護予防訪問サービス計画を作成した場合であって、当該医師等と連携し、当該旧介護予防訪問サービス計画に基づく旧介護予防訪問サービス事業</p>		<p>は、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。) の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「医師等」という。)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした旧介護予防訪問サービス計画を作成し、当該旧介護予防訪問サービス計画に基づく旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行ったときは、初回の当該旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が行われた日の属する月に、1 月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所若しくは指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第 78 条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第 116 条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師等と、利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師等と連携し、当該旧介護予防訪問サービス計画に基づく旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を</p>

改正後		改正前	
	訪問介護を行ったときは、初回の当該旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。		行ったときは、初回の当該旧介護予防訪問サービス事業訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。
6 介護職員処遇改善加算	注 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第34条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「旧基準告示」という。)第100号の規定により準用する同告示第4号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、 <u>令和6年3月31日</u> までの間(4)及び(5)については、 <u>令和4年3月31日</u> までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から5	6 介護職員処遇改善加算	注 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第34条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「旧基準告示」という。)第100号の規定により準用する同告示第4号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、 <u>令和3年3月31日</u> までの間(4)及び(5)については、 <u>別に厚生労働大臣が定める期日</u> までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から5

改正後			改正前		
	<p>までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>			<p>までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	
	<p>7 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。)第4号の2の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p>			<p>7 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。)第4号の2の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p>	
旧介護予防通所サービ	<p>1 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 <u>1,672</u>単位(1月</p>	10.0	旧介護予防通所サービ	<p>1 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 <u>1,655</u>単位(1月</p>	10.0

改正後			改正前		
ス	<p>につき)</p> <p>(2) 要支援2 <u>3,428単位</u> (1月につき)</p> <p>注1 旧介護予防通所サービス事業所(総社市旧介護予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則(以下「旧介護予防通所規則」という。))第4条第1項に規定する旧通所サービス事業所をいう。以下同じ。)において、旧介護予防通所サービス事業通所介護(旧介護予防通所規則第3条に規定する旧通所サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第4条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。)第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。</p> <p>2 旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者(旧介護予防通所規則第4条第1項に規定する従業者をいう。以下同じ。)が、旧地域告示に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(旧介護予防通所規則第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分</p>		ス	<p>につき)</p> <p>(2) 要支援2 <u>3,393単位</u> (1月につき)</p> <p>注1 旧介護予防通所サービス事業所(総社市旧介護予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則(以下「旧介護予防通所規則」という。))第4条第1項に規定する旧通所サービス事業所をいう。以下同じ。)において、旧介護予防通所サービス事業通所介護(旧介護予防通所規則第3条に規定する旧通所サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第4条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。)第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。</p> <p>2 旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者(旧介護予防通所規則第4条第1項に規定する従業者をいう。以下同じ。)が、旧地域告示に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(旧介護予防通所規則第9条に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分</p>	

改正後		改正前	
	<p>の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>3 利用者が旧介護予防通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は算定しない。</p> <p>4 利用者が一の旧介護予防通所サービス事業所において旧介護予防通所サービス事業通所介護を受けている間は、当該旧介護予防通所サービス事業所以外の旧介護予防通所サービス事業所が旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合に、通所型サービス費は算定しない。</p> <p>5 旧介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は旧介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該旧介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介</p>		<p>の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>3 <u>旧基準告示第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）に対して旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。</u></p> <p>4 利用者が旧介護予防通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は算定しない。</p> <p>5 利用者が一の旧介護予防通所サービス事業所において旧介護予防通所サービス事業通所介護を受けている間は、当該旧介護予防通所サービス事業所以外の旧介護予防通所サービス事業所が旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合に、通所型サービス費は算定しない。</p> <p>6 旧介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は旧介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該旧介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介</p>

改正後		改正前	
	<p>護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 376単位 (2) 要支援2 752単位</p>		<p>護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 376単位 (2) 要支援2 752単位</p>
	<p>2 生活機能向上グループ活動加算 100単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定し</p>		<p>2 生活機能向上グループ活動加算 100単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した旧介護予防通所サービス計画（旧介護予防通所規則第39条第1項第2号に規定する旧介護予防通所サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。</p>

改正後		改正前	
<p>た旧介護予防通所サービス計画（旧介護予防通所規則第39条第1項第2号に規定する旧介護予防通所サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。</p> <p>(2) 旧介護予防通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p>(3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。</p>			<p>(2) 旧介護予防通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p>(3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。</p>
<p>3 生活機能向上連携加算</p> <p>(1) <u>生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位</u></p> <p>(2) <u>生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位</u></p> <p>注 次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合は、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単</p>			<p>3 生活機能向上連携加算 <u>200 単位</u></p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、1月につき所定単位数を加算する。ただし、運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき100単位を加算する。</p>

改正後		改正前	
	<p><u>位数に加算する。</u></p> <p>(1) <u>生活機能向上連携加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。</u> <u>（ア） 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所若しくは指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等の助言に基づき、当該旧介護</u></p>		<p>(1) <u>指定介護予防訪問リハビリテーション事業所若しくは指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が、旧介護予防通所サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</u></p> <p>(2) <u>個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</u></p> <p>(3) <u>機能訓練指導員等が医師等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</u></p>

改正後		改正前	
	<p><u>予防通所サービス事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</u></p> <p><u>(イ) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</u></p> <p><u>(ウ) (ア) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3 月ごとに 1 回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</u></p> <p><u>(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>(ア) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所若しくは指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が、当該旧介護予防通所サービス事業所を訪問し、当該旧介護予防通所サービス事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</u></p> <p><u>(イ) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じ</u></p>		

改正後		改正前	
	<p><u>た機能訓練を適切に提供していること。</u> <u>(ウ) (ア) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</u></p>		
4	<p>運動器機能向上加算 225 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、<u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</u>）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従</p>	4	<p>運動器機能向上加算 225 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従</p>

改正後		改正前	
	<p>い理学療法士等, 介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に, 利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 旧基準告示第 107 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</p>		<p>い理学療法士等, 介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に, 利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 旧基準告示第 107 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</p>
	<p>5 若年性認知症利用者受入加算 240 単位</p> <p>注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下この注において同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。</p>		
	<p>6 栄養改善加算 200 単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部と</p>		<p>5 栄養改善加算 150 単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部と</p>

改正後		改正前	
	<p>の連携により管理栄養士を 1 人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、<u>必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</u></p> <p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 旧基準告示第 108 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</p>		<p>の連携により管理栄養士を 1 人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下<u>この注において</u>「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 旧基準告示第 108 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</p>
	<p>7 栄養アセスメント加算 50 単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p>		<p>6 栄養スクリーニング加算 5 単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合する旧介護予防通所サービス事業所の旧介護予防通所サービス従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として 1 回につき 5 単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリ</p>

改正後		改正前	
<p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者ごとに、管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(4) 通所介護費等算定方法第 15 号に規定する基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</p>		<p>ーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p>	
<p><u>8 口腔機能向上加算</u></p> <p>(1) <u>口腔機能向上加算 (I) 150 単位</u></p> <p>(2) <u>口腔機能向上加算 (II) 160 単位</u></p> <p>注 次に掲げる<u>いずれかの基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的实施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる<u>いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></u></p>		<p><u>7 口腔機能向上加算 150 単位</u></p> <p>注 次に掲げる<u>いずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的实施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。</u></p> <p>(1) <u>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を</u></p>	

改正後			改正前		
	<p>(1) <u>口腔機能向上加算（I） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(ア) <u>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していること。</u></p> <p>(イ) <u>利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</u></p> <p>(ウ) <u>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</u></p> <p>(エ) <u>利用者ごとの口腔機能改善管理指導</u></p>			<p><u>1人以上配置していること。</u></p> <p>(2) <u>利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</u></p> <p>(3) <u>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</u></p> <p>(4) <u>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</u></p> <p>(5) <u>旧基準告示第 108 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</u></p>	

改正後		改正前	
	<p><u>計画の進捗状況を定期的に評価していること。</u></p> <p><u>(オ) 旧基準告示第 108 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号に規定する基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</u></p> <p><u>(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p><u>(ア) (1) に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</u></p>		
	<p>9 口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20 単位</p> <p>(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5 単位</p> <p>注 次に掲げるいずれかの基準に適合する旧介護予防通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 回につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。</p> <p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 次</p>		

改正後	改正前
<p>に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(イ) 利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(ウ) 通所介護費等算定方法第 15 号に規定する基準に該当しないこと。</p> <p>(エ) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(a) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>(b) 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p>	

改正後		改正前	
	<p>(ア) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(a) (1) (ア) 及び (ウ) に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(b) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。</p> <p>(c) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(a) (1) (イ) 及び (ウ) に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(b) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(c) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。</p>		
10	<p>選択的サービス複数実施加算</p> <p>注 旧基準告示第 109 号に規定する基準（この場合において、同号中「指定介護予防通</p>	8	<p>選択的サービス複数実施加算</p> <p>注 旧基準告示第 109 号に規定する基準（この場合において、同号中「指定介護予防通</p>

改正後		改正前	
	<p>所介護」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業通所介護」と読み替えるものとする。)に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480 単位</p> <p>(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700 単位</p>		<p>所介護」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業通所介護」と読み替えるものとする。)に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480 単位</p> <p>(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700 単位</p>
	<p><u>11</u> 事業所評価加算 120 単位</p> <p>注 旧基準告示第 110 号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、評価対象期間(旧利用者告示第 82 号に規定する期間をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する。</p>		<p><u>9</u> 事業所評価加算 120 単位</p> <p>注 旧基準告示第 110 号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所において、評価対象期間(旧利用者告示第 82 号に規定する期間をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する。</p>
	<p><u>12</u> サービス提供体制強化加算</p> <p>注 旧基準告示第 111 号の規定により準用する同告示第 23 号イ及びロの基準(この場合において、同号中「指定通所介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護</p>		<p><u>10</u> サービス提供体制強化加算</p> <p>注 旧基準告示第 111 号の規定により準用する同告示第 23 号イ及びロの基準(この場合において、同号中「指定通所介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護</p>

改正後			改正前		
	<p>予防通所サービス事業所が利用者に対し旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>(ア) 事業対象者, 要支援1 <u>88単位</u></p> <p>(イ) 要支援2 <u>176単位</u></p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>(ア) 事業対象者, 要支援1 <u>72単位</u></p> <p>(イ) 要支援2 <u>144単位</u></p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <p>(ア) 事業対象者, 要支援1 <u>24単位</u></p> <p>(イ) 要支援2 <u>48単位</u></p>			<p>予防通所サービス事業所が利用者に対し旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、それぞれ1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ</p> <p>(ア) 事業対象者, 要支援1 <u>72単位</u></p> <p>(イ) 要支援2 <u>144単位</u></p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ</p> <p>(ア) 事業対象者, 要支援1 <u>48単位</u></p> <p>(イ) 要支援2 <u>96単位</u></p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p>(ア) 事業対象者, 要支援1 <u>24単位</u></p> <p>(イ) 要支援2 <u>48単位</u></p>	
13	<p>科学的介護推進体制加算 40単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。), 栄養状態, 口腔機能, 認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を, 厚生労働省に提出していること。</p> <p>(2) 必要に応じて旧介護予防通所サービス計画を見直すなど, 旧介護予防通所サービス事業通所介護の提供に当たって, (1)に規定する情報その他旧介護予防通所サ</p>				

改正後		改正前	
	<p>ービス事業通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>		
14	<p>介護職員処遇改善加算 注 旧基準告示第 112 号の規定により準用する同告示第 4 号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間 (4) 及び (5) については、令和 4 年 3 月 31 日までの間) , 次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 1 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 1 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 1 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) に</p>	11	<p>介護職員処遇改善加算 注 旧基準告示第 112 号の規定により準用する同告示第 4 号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 3 年 3 月 31 日までの間 (4) 及び (5) については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間) , 次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算 (I) 1 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (II) 1 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (III) 1 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 23 に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) に</p>

改正後			改正前		
	<p>より算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p><u>15</u> 介護職員等特定処遇改善加算 注 基準告示第6号の2の基準（この場合において、同号中「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年3月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1から<u>13</u>までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1から<u>13</u>までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>			<p>より算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p><u>12</u> 介護職員等特定処遇改善加算 注 基準告示第6号の2の基準（この場合において、同号中「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和3年3月31日</u>までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1から<u>10</u>までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1から<u>10</u>までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>	
基準緩和通所サービス	<p>1 通所型サービスA費（所要時間2時間以上3時間未満）</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 <u>290</u> 単位（1日につき）</p> <p>(2) 要支援2 <u>297</u> 単位（1日につき）</p> <p>注1 緩和通所サービス事業所（総社市基準緩和通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（以下「緩和通所規則」という。）第4条第1項に規定する緩和サービス事業所を</p>	10.0	基準緩和通所サービス	<p>1 通所型サービスA費（所要時間2時間以上3時間未満）</p> <p>(1) 事業対象者、要支援1 <u>287</u> 単位（1日につき）</p> <p>(2) 要支援2 <u>294</u> 単位（1日につき）</p> <p>注1 緩和通所サービス事業所（総社市基準緩和通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（以下「緩和通所規則」という。）第4条第1項に規定する緩和サービス事業所を</p>	10.0

改正後		改正前	
	<p>いう。以下同じ。)において、緩和通所サービス事業通所介護(緩和通所規則第3条に規定する緩和サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、通所介護費等算定方法第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。</p> <p>2 利用者が緩和通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は算定しない。</p> <p>3 緩和通所サービス事業所と<u>同一の建物</u>に居住する者又は緩和通所サービス事業所と<u>同一の建物</u>から当該緩和通所サービス事業所に通う者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>4 利用者に対して、その居宅と緩和通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。ただし、3の減算対</p>		<p>いう。以下同じ。)において、緩和通所サービス事業通所介護(緩和通所規則第3条に規定する緩和サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、通所介護費等算定方法第15号に規定する基準に該当する場合は、同号中の規定より算定する。</p> <p>2 利用者が緩和通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は算定しない。</p> <p>3 緩和通所サービス事業所と<u>同一建物</u>に居住する者又は緩和通所サービス事業所と<u>同一建物</u>から当該緩和通所サービス事業所に通う者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p> <p>4 利用者に対して、その居宅と緩和通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。ただし、3の減算対</p>

改正後		改正前	
	象となっている場合は、この限りでない。		象となっている場合は、この限りでない。
	<p>2 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 旧基準告示第112号の規定により準用する同告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「緩和通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当す</p>		<p>2 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 旧基準告示第112号の規定により準用する同告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「緩和通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当す</p>

改正後			改正前		
	る単位数			る単位数	
短期集中通所サービス	<p>1 通所型サービスC費 <u>445 単位</u> (1 日につき)</p> <p>注 1 短期通所サービス事業所(総社市短期集中通所サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める規則(以下「短期通所規則」という。))第4条第1項に規定する短期サービス事業所をいう。以下同じ。)において, 短期通所サービス事業通所介護(短期通所規則第3条に規定する短期サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に, 所定単位数を算定する。ただし, 利用者の数又は看護職員若しくは作業療法士, 理学療法士又は介護職員の員数が, 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準(この場合において, 同号中「看護職員又は介護職員」とあるのは「看護職員若しくは作業療法士, 理学療法士又は介護職員」と読み替えるものとする。)に該当する場合は, 同号中の規定より算定する。</p> <p>2 利用者が短期通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業, 介護予防短期入所生活介護, 介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は, 通所型サービスC費は算定しない。</p> <p>3 利用者が一の短期通所サービス事業所において短期通所サービス事業通所介護を受けている間は, 当該短期通所サービス事業所以外の短期通所サービス事業所</p>	10.0	短期集中通所サービス	<p>1 通所型サービスC費 <u>440 単位</u> (1 日につき)</p> <p>注 1 短期通所サービス事業所(総社市短期集中通所サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める規則(以下「短期通所規則」という。))第4条第1項に規定する短期サービス事業所をいう。以下同じ。)において, 短期通所サービス事業通所介護(短期通所規則第3条に規定する短期サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に, 所定単位数を算定する。ただし, 利用者の数又は看護職員若しくは作業療法士, 理学療法士又は介護職員の員数が, 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準(この場合において, 同号中「看護職員又は介護職員」とあるのは「看護職員若しくは作業療法士, 理学療法士又は介護職員」と読み替えるものとする。)に該当する場合は, 同号中の規定より算定する。</p> <p>2 利用者が短期通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業, 介護予防短期入所生活介護, 介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は, 通所型サービスC費は算定しない。</p> <p>3 利用者が一の短期通所サービス事業所において短期通所サービス事業通所介護を受けている間は, 当該短期通所サービス事業所以外の短期通所サービス事業所</p>	10.0

改正後		改正前	
<p>が短期通所サービス事業通所介護を行った場合に、通所型サービスC費は算定しない。</p> <p>4 短期通所サービス事業所と<u>同一の建物</u>に居住する者又は短期通所サービス事業所と<u>同一の建物</u>から当該短期通所サービス事業所に通う者に対し、短期通所サービス事業通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p>			<p>が短期通所サービス事業通所介護を行った場合に、通所型サービスC費は算定しない。</p> <p>4 短期通所サービス事業所と<u>同一建物</u>に居住する者又は短期通所サービス事業所と<u>同一建物</u>から当該短期通所サービス事業所に通う者に対し、短期通所サービス事業通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。</p>
<p>2 栄養改善加算 <u>200単位</u></p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、栄養改善サービスを行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、<u>管理栄養士等</u>が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、<u>必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っている</u>とともに、利用者の栄養状態を定期的に</p>			<p>2 栄養改善加算 <u>150単位</u></p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、栄養改善サービスを行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。</p> <p>(2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、<u>管理栄養士、看護職員、作業療法士、理学療法士、介護職員その他の職種の者</u>（以下この注において「<u>管理栄養士等</u>」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p>

改正後		改正前	
	<p>記録していること。</p> <p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 旧基準告示第 108 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない短期通所サービス事業所であること。</p>		<p>(4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>(5) 旧基準告示第 108 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない短期通所サービス事業所であること。</p>
	<p>3 口腔機能向上加算</p> <p>(1) <u>口腔機能向上加算 (I) 150 単位</u></p> <p>(2) <u>口腔機能向上加算 (II) 160 単位</u></p> <p>注 <u>次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能向上サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u></p>		<p>3 口腔機能向上加算 <u>150 単位</u></p> <p>注 <u>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能向上サービスを行った場合は、1 日につき所定単位数を加算する。</u></p> <p>(1) <u>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を 1 人以上配置していること。</u></p> <p>(2) <u>利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、作業療法士、理学療法士、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</u></p> <p>(3) <u>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</u></p> <p>(4) <u>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</u></p>

改正後		改正前	
	<p>(1) <u>口腔機能向上加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(ア) <u>言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していること。</u></p> <p>(イ) <u>利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</u></p> <p>(ウ) <u>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</u></p> <p>(エ) <u>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。</u></p> <p>(オ) <u>旧基準告示第 108 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号に規定する基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</u></p> <p>(2) <u>口腔機能向上加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u></p> <p>(ア) <u>(1) に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要</u></p>		<p>(5) <u>旧基準告示第 108 号の規定により準用する通所介護費等算定方法第 15 号の基準に該当しない短期通所サービス事業所であること。</u></p>

改正後		改正前	
	<p><u>な情報を活用していること。</u></p> <p>4 地域活動支援連携加算 300 単位 注 利用者が第 3 条に規定する指定第 1 号事業以外の総合事業の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を、当該指定第 1 号事業以外の総合事業を提供する際に行うケアマネジメントCによる計画を作成する地域包括支援センター（法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。）に提供し、当該ケアマネジメントCによる計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始前 6 月以内において、当該利用者による当該指定第 1 号事業以外の総合事業の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>5 栄養アセスメント加算 50 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た短期通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。 (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 人以上配置していること。 (2) 利用者ごとに、管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相</p>		
			<p>4 地域活動支援連携加算 300 単位 注 利用者が第 3 条に規定する指定第 1 号事業以外の総合事業の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を、当該指定第 1 号事業以外の総合事業を提供する際に行うケアマネジメントCによる計画を作成する地域包括支援センター（法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。）に提供し、当該ケアマネジメントCによる計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始前 6 月以内において、当該利用者による当該指定第 1 号事業以外の総合事業の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。</p>

改正後			改正前		
	<p>談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(4) 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準に該当しない短期通所サービス事業所であること。</p>				
	<p>6 科学的介護推進体制加算 40 単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た短期通所サービス事業所が、利用者に対し短期通所サービス事業通所介護を行った場合は、1 日につき所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>(2) 必要に応じて短期通所サービス計画（短期通所規則第39条第1項第2号に規定する短期通所サービス計画をいう。）を見直すなど、短期通所サービス事業通所介護の提供に当たって、（1）に規定する情報その他短期通所サービス事業通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>				
別表第3（第6条関係） 介護予防ケアマネジメント費用額（費用単位数、単価）			別表第3（第6条関係） 介護予防ケアマネジメント費用額（費用単位数、単価）		
介護予防ケアマネジメント	費用単位数	1 単位当たりの単	介護予防ケアマネジメント	費用単位数	1 単位当たりの単

改正後			改正前		
種等の種類		価(円)	種等の種類		価(円)
ケアマネジメントA	438単位(1月につき) 注 第3条に規定する指定第1号事業の利用を開始する際に、計画を作成した場合に、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントCによる計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。	10.0	ケアマネジメントA	431単位(1月につき) 注 第3条に規定する指定第1号事業の利用を開始する際に、計画を作成した場合に、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントCによる計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。	10.0
ケアマネジメントC	438単位(1月につき) 注 第3条に規定する指定第1号事業以外の総合事業の利用を開始する際に、計画を作成した場合に、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントAによる計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。		ケアマネジメントC	431単位(1月につき) 注 第3条に規定する指定第1号事業以外の総合事業の利用を開始する際に、計画を作成した場合に、所定単位数を算定する。ただし、ケアマネジメントAによる計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防ケアマネジメント費を算定する場合又は介護予防サービス計画を作成する必要がある、当該計画に係る介護予防支援費を算定する場合は、算定することができない。	
略			略		
委託連携加算	300単位 注 指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚		介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位 注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護(総社市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係	

改正後		改正前	
	<p>生省令第38号)第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。</p>		<p>る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年総社市条例第16号。以下「予防条例」という。)第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(予防条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画(予防条例第44条第10項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。以下同じ。)の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(費用単位数の特例)
- 2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間において、改正後の総社市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定基準等に関する要綱別表第1中旧介護予防訪問サービスの費用単位数の欄の1から3まで、旧介護予防通所サービスの費用単位数の欄の1、基準緩和通所サービスの費用単位数の欄の1及び短期集中通所サービスの費用単位数の欄の1並びに別表第3中ケアマネジメントA及びケアマネジメントCに規定する費用の額を算定する場合における費用単位数は、当該費用単位数に1000分の1001を乗じて得た単位数に相当する単位数とする。